

## 平成19年度第2回広島市環境影響評価審査会議事録

議題：広島駅南口Bブロック第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価実施計画書について

1 日時：平成19年6月12日（火）10：00～11：00

2 場所：広島市役所 本庁舎14階 第7会議室

3 出席者

(1) 審査会委員（五十音順、敬称略）

天野實（会長）、安藤忠男、今岡務、大森豊裕、下中奈美、関太郎、

中川紀壽、中島正博、深田成子、水田国康、矢野泉、吉國洋（副会長） 以上12名出席

(2) 事務局

亀井環境局次長、毛利環境アセスメント担当課長、坂本課長補佐 他2名

(3) 傍聴者

10名

4 会議概要

(1) 審査会は公開で行いました。

(2) 委員改選に伴い、天野委員を会長に、吉國委員を副会長に再選しました。

(3) 前回の審査会での意見及び文書で寄せられた意見をもとに取りまとめた答申案について審議しました。

5 審議結果概要

(1) 答申案の内容について、各委員から意見が出されました。

(2) 会議で出された意見等を踏まえて答申案を修正することになりました。

(3) 最終的な答申文は、会長に一任することになりました。

6 会議資料

資料1 広島駅南口Bブロック第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価実施計画書への意見とその取り扱いについて

資料2 広島駅南口Bブロック第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価実施計画書について（答申案）

資料3 都市再生緊急整備地域の地域整備方針

[ 審議結果 ]

坂本課長補佐 ただいまから、平成19年度第2回環境影響評価審査会を開会します。

本日は、4月24日にご審議をいただいた広島駅南口Bブロック第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価実施計画書についてご審議いただくこととしております。

本日の審議時間は12時までの約2時間の審議を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題に入ります。

はじめに、5月9日に委員の皆様の任期が満了し、改めて委嘱させていただきましたことから、会長及び副会長の選出を行いたいと思います。

広島市環境影響評価条例施行規則第42条の規定により、会長及び副会長は委員の互選によって定めることとされています。

皆さま、いかがでしょうか。

安藤委員 本会の運営において、的確に会長、副会長を務めてこられた天野委員と吉國委員に引き続きお引き受けいただければありがたいと思います。

[ 各委員から異議なしの拍手 ]

課長補佐 それでは、皆様ご異議がないようですので、お二方に、引き続き、会長、副会長をお願いします。天野会長さん、吉國副会長さん前のお席に移動をお願いいたします。

それでは、これからの議事進行は天野会長さんをお願いいたします。

天野会長 任期の最後までがんばりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料についての説明を事務局からお願いします。

毛利環境アセスメント担当課長 環境アセスメント担当課長の毛利です。お配りしております資料について説明させていただきます。

前回4月24日に開催しました審査会で、会長から、これまで委員の皆さまからいただいた意見を基に答申案を作成するようご指示をいただきましたので、事務局で答申案を作成させていただきました。

なお、実施計画書に対する市民等からのご意見はございませんでした。また、府中町の一部が電波障害を受けるおそれがある地域に含まれるということで、府中町役場でも実施計画書を縦覧しましたし、府中町と広島県に対しても環境保全上からの意見についてお聞きしましたが、いずれも特に意見は無いということで回答をいただいておりますので、併せて報告させていただきます。

[ 以降、資料1、資料2を説明 ]

会長 どうもありがとうございました。今の資料の説明について、どんなご意見、ご質問でもけっこうですので、ご意見やご質問があればお願いします。

関委員 資料1の2事業計画のなかで、 と はその前段の ~ とは少し意味合いが違うと思います。 ~ は緑化のことですが、 と はどちらかということ、人の動きや交通に関することです。

これらが、答申案「2事業計画(1)」で、緑化のことについては書かれていますが、それ以外は触れていません。広島市のまちづくりの方針の中に入ることではありますが、交通とか人の導線に関することを配慮するというのを、はっきりと書いた方が良いと思います。

担当課長 今のご意見について、資料を配らせていただきたいと思います。リバーフロント建築物等美観形成協議制度という、建築確認を受ける2週間くらい前に、美観関係で協議する制度があります。

その制度の中で、緑化の関係、建物に対する配慮、前回の審査会で「洗濯物が外から見えないように配慮すること。」という中島委員からご意見がありました。このようなことも関係してきます。

また、広島駅裏と新球場とBブロックのあたりが、都市再生緊急整備地域として指定されており、その整備方針に、緑化のこと、歩行者のネットワークを形成することなどが入っておりますので、おっしゃるとおり、これらに関して、もう少し具体的なことを答申案に入れさせていただきます。

吉國副会長 答申案「2事業計画(2)」に、「事業に伴う地盤や地下水位等への影響を考慮した適切な施工管理に努めたものとする。」とありますが、これでは、施工中の話に聞こえるわけです。そうではなく、施工中も問題ではありますが、建物がここにできることによって、周辺がどのように変わるかというのが問題ですから、できれば、「事業に伴う地盤や地下水位等に対する施工中及び供用後の環境影響評価に努めるものとする。」という表現にすれば、建物ができたことによってどの程度地下水位が変わったか、あるいは影響を受けたかということがわかることとなります。できればこのように変更して欲しいと思います。

担当課長 前回の審査会でいただきましたご意見では、建てる前後の地下水位を測ることは、膨れ上がり防止の観点からであり、Cブロック等の計画もあるので現状の地下水位を測っておいて欲しいということでありましたので、アセスに基づく事後調査とは少し意味合いの異なったものと認識していました。事後の評価は難しいかもしれませんが、文章を再考したいと思います。

副会長 地下水位は上がる方向だと思いますが、少なくともどれだけの変化があったのか無かったのかということだけは、確認をしておいて欲しい。

担当課長 おっしゃったような意味合いで、変更させていただきたいと思います。

会長 計画地のすぐ隣のエールエールA館を建てた時、地下水位が上がったというデータはあるのでしょうか。

副会長 地下水位がどうなったかはわかりません。逐次、建物ができますから、その時々で地下水位がどうだったかということ測っておかないといけないということです。

会長 広島駅の駅前の状態はみなさんよくご存知と思いますが、東側には老朽化した建物が多いですね。こういうところをどうするかということをはっきりしておくことが必要ではないでしょうか。

関委員 広島駅南口と貨物ヤードの間の地域が整備地域に入っていないのはどうしてでしょうか、計画がないのでしょうか。

亀井環境局次長 直接に担当していることでないので、明確な回答はできませんが、都市再生緊急整備地域としてこの地図に示しているのは、現時点で開発計画がある地域ということだと思います。

関委員 分かりました。

今岡委員 答申案「2事業計画(1)」に「良好な景観形成に資するとともに、利用者の憩いの場ともなるように、」とありますが、利用者というのは非常に広い範囲の人を対象としますが、広島市としての答申であれば、「市民の憩いの場」の方が良いかなと思います。利用者では、市外の方も含まれますし、そういう意味で、広い意味の用語にはなるとは思いますが、検討していただけたらと思います。

担当課長 おっしゃる意見はよくわかりました。ただ、市民に限定するよりは、市民を含めた利用者というような表現について検討します。

矢野委員 答申案「2事業計画(1)」で「施設や敷地内の緑化に努めるとともに、」とありますが、施設の緑化というのは前回の審査会でも意見のあった屋上の緑化等のことを含んでいると考えていいのでしょうか。

担当課長 そうです。

中川委員 答申案の前文の中で、「ランドマーク性を備えた超高層複合建築物に建替え、周辺の公園等の整備と連携し、」とありますが、この周辺という意味は、事業計画にある建物の周辺という意味なのか、できあがった後での周辺という意味なのかわかりにくいと思います。

連携とありますが、連携というのは、誰か他の者がやられたことと連携するという感じにとれますので、何か別の計画が既にあるとそれが少しわかってきて、それを考え合わせて行おうということなのではないでしょうか。ここの部分の意味はわかりにくいと思います。

担当課長 この部分については、実施計画書の1ページの「事業の目的」で、下から4行目が

ら「ランドマーク性を備えた超高層複合建築物に建替えるとともに、周辺の道路や公園の公共施設整備と連携し、」とあり、ここを引用させていただきました。

同じく9ページの「緑地計画」で、下から3行目に「猿猴川に面する施設南西面2階レベルにデッキを設け、親水空間へのアプローチとしてのアメニティスペースとして計画する。」とありまして、事業者が猿猴川の緑地との連携を考えられているという意味合いでここに書いています。

安藤委員 答申案そのものは全般的によくまとめられていて、特に意見が無いと思っていたのですが、今までにあったご意見を踏まえて3点について述べさせていただきます。このBブロック地域について重要なのは、開発自体の安全性、機能性、デザインの3点かと思っています。

安全性という視点からは、地盤沈下、地下水、風害というようなことです。それに伴った騒音その他の問題があることはありますが、重要な点は地震等自然災害に対する体制が十分に確保できるかどうかということで、ぜひ、答申案「2事業計画(2)」では、そのことが反映できる表現にして欲しいと思っています。文章としては、だいたいこのような表現でいいと思います。

2点目の機能性についてですが、関委員会のご指摘のように答申案「2事業計画(1)」の文章では不十分のような気がします。今回配布された資料の中に、Bブロックの地域は広島駅前の交通結節点としての機能強化ということができますし、もうひとつのキーワードとして、回遊性という言葉が使われていますが、まさにそのとおりだと思います。交通や人の流れをスムーズにし、できればにぎわいも伴うような工夫がこの地域で求められると思いますので、交通結節点としての機能性の強化、あるいは、回遊性の強化という言葉が入ってくるともっと良いと思いました。

3点目のデザインですが、デザインの基本的なコンセプトとして、答申案で述べられているのは、「陸の玄関口にふさわしいランドマーク性」ということですが、前回の審査会での議論では、もうひとつ重要なキーワードとして「国際平和文化都市広島の玄関口」という言葉がありました。今回の答申案では国際平和文化都市という表現はどこにもでてこないのですが、それをデザインのなかにどう生かすかということは、専門家にまかせるとしても、それを意識したランドマーク性を考えて欲しい。ですから、答申案のどこかに、この言葉がでてきた方が、よりコンセプトが具体的になってより望ましいのではないかと考えています。

以上の3点なのですが、安全性、機能性、デザインということは、Bブロックだけの開発で完結するものではありません。会長の指摘のようにCブロックあるいはAブロックも含めた広島駅前地域全体として、安全性、機能性、デザインが評価、追求されるべきと思うので、このことは、開発にあたる再開発組合だけの責任ではなく、広島市自身が積極的に関わっていくべきと考えています。ただ、これをどういう形で答申案に盛り込むかということはわかりません。

担当課長 事業者サイドと行政サイドとの整備の区切りはありますが、この事業自体が民間事業者が単独で行って、広島市がまったくノータッチという事業ではありませんので、先程の発言にありました回遊性や交通結節点の機能強化といったことを現在担当している広島市の部署

と話しをして、このような点について、答申案にどこまで具体的に取り込めるかわかりませんが、適切な内容にしていこうと思います。

会長 西棟は何階建てになるのでしょうか。

担当課長 52階です。

会長 エールエールA館が12階ですから、相当高い建物になるわけですね。

担当課長 こちらの窓から見える白い高い建物（アーバンビューグランドタワー）が43階建てですから、これよりも9階分高いこととなります。

会長 広島駅を降りて、この大きな建物を見るとアンバランスさを感じるのではないのでしょうか。

現在、広島駅の北側を敷地整備していますが、そこにどのようなものができるのかということ、だいたい決まっているのでしょうか。その建物によって風の影響が変わってくることもあるかもしれませんね。

局次長 そこに何ができるかということは、まだ正式に用途は決まってないと思います。広島駅の北口の東側では、若草町地区の開発計画があり、高さ約100mの建物を作る計画があります。道路を挟んで南側の建物にはホテルや商業施設、北側の建物には賃貸住宅や商業施設が入る予定と聞いております。

ただ、この場合、道路を挟んで北と南にそれぞれ別の建物を作り、建築確認も別であることからアセスの条例対象にはなっておりません。

水田委員 資料1の「2事業計画」での安藤委員の意見に関連して、広島駅からのアプローチ、広島駅に降りてここにどのようにして行くかということが気になっています。地上の通路についての説明は聞いてないのですが、何か具体的な計画はあるのでしょうか。

地下道はありますが、地上からのアプローチもあった方が良くはないかと思います。

会長 広島駅のタクシー乗り場付近から道路を隔てて地上でのアプローチというのは、不可能ではないのでしょうか。地下しかないでしょう。

水田委員 地下だと、駅前広場という感じがしないですね。

会長 広島へ来た多くの人々が、バスを利用する場合、地下道を通るとどこへ上ればよいのか迷ってしまう。タクシーと路面電車はわかりやすいのですが。

実施計画書に地上通路について書かれてないのは、地下道だけということでしょう。猿猴川方面へはデッキを作る計画があるようですが。

局次長 実施計画書の段階では、地下を整備し地上への歩行者導線を確保するというような表現がされていますが、地上部についての具体的な計画は固まっていない状況です。

広島駅前の通りは非常に交通量が多く、地上部に歩行者が横断できるような施設を作るのは非常に難しいのが現状です。都市によっては、駅前に横断陸橋を作っているところもありますが、広島の場合は、景観上の問題もあるということで、横断陸橋の構想は具体化していません。全体計画の中で地上の導線をどう確保するかということは考えていく必要があると思います。

ただ、信号で横断歩道を作って歩行者が渡るということは、今の交通量を考えた場合、ますます渋滞を起こすこととなります。また、歩行者の安全の確保を考慮すれば、地上部では横断陸橋ということになるかと思いますが、作る場所をどこにするかということも難しい問題となります。ただ、これについては、道路整備等も含めてまだはっきりと決まっていないのが現状です。

中島委員 答申案の「1 全体的事項(1)」に「他の開発事業も計画されていることから、これらの事業の工事及び供用に係る複合的な影響についても、可能な範囲で環境影響評価を行うこと。」とありますが、更に時間的なことを考えると、累積的という言葉も加えたらどうでしょうか。「複合的かつ累積的影響についても、可能な範囲で環境影響評価を行うこと。」という表現にしたらどうかと思います。より時間的な重なりや将来的なことも考えるという意味合いが強くなると思います。

担当課長 答申案の「1 全体的事項(1)」の「複合的な影響」で想定しているのは、新球場建設等との工期が重なっていることから、工事車両等の騒音あるいは大気汚染について、どのような車両の通行状態になるのか把握できる範囲で、予測、評価してくださいということです。

この中にまだ具体的な計画の無いCブロックの開発を入れてしまうと、仮定の数字が多くなり予測・評価が困難になるのではないかと考えています。

中島委員 まだ、決定ではないのですが、Cブロックは4 5階建てという計画を聞いたことがあります、いつ頃から具体的な計画になるのでしょうか。

担当課長 担当者の話では、まったく具体的な話ができるような段階ではないというか、どうなるかもわからないとは聞いています。

会長 なるべく早く広島駅前の再開発をやって欲しいものです。

今岡委員 答申案の3の(1)~(3)のそれぞれの文章の最後で、「予測、評価を行うこと。」あるいは「調査、予測、評価を行うこと。」となっていますが、答申案の前文の下から2行目では、「その結果を環境保全措置等に適切に反映させるため、」という文章があります。

この「環境保全措置等」という言葉が示している具体的なものが本文にはでてこないのですが、「2 事業計画(2)」などはそれに該当するように読めるとは思うのですが、その辺の意味合いを事務局に確認したいのですが。

担当課長 今後、環境影響評価準備書が作成されることとなりますが、その際には、調査、予測した後、事業者が可能な範囲で必要な環境保全措置の検討を行い、最終的に評価を行うことになると思います。環境保全措置は、その予測、評価の一連の流れに含まれるものです。

今岡委員 それらのことを事業者は理解できますか。

担当課長 アセス書を作成した会社は、他都市でもかなりアセスを行った実績があるので理解できるはずです。

今岡委員 具体的なことを述べている部分に、環境保全措置という言葉を入れた方が良い場合があれば、検討していただきたいと思います。

担当課長 入れられるところがあれば、入れさせていただきたいと思います。

矢野委員 西棟は高層で東棟は低層の建物となっているのは、デザイン的または地形的な観点からのことなのでしょうか。あるいは別の観点があるのでしょうか。

担当課長 東棟は主に商業施設であること、あるいは工事期間をずらしたいということもあるのではないかと思います。

会長 地質的なことは関係ないですね。

副会長 関係ないです。

矢野委員 高層である西棟の低層階に商業施設が入って、東棟の方にも商業施設が入るのでしようが、他県の商店街やショッピングセンターの開発の視察では、アクセスに問題があり、新しい施設を作っても集客できないということがありました。

今回、高層ビルの西棟によって東棟が影になるということではないのですが、導線から遠い場所になるので、東棟の商業施設の集客能力が心配ですが、これは審査会の検討事項と関係ないのですが、東棟と西棟の設置の位置に理由があればお尋ねしたい。

田村広島駅南口地区・地下街担当課長 再開発というのは、権利者が権利をどう生かすかということが基本でございます。権利者の土地の所有関係から、このような建物を検討したと考えていただいて結構かと思います。

会長 皆様のご意見も出尽くした感じがいたしますので、事務局は、本日の意見を踏まえて答申案を修正してください。修正した答申案と議事録を、委員皆さんに送ってください。その時に意見があれば、文章で提出してください。

市長意見の期限が7月28日ということで、残された時間が限られておりますので、最終的な

答申文については、私に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(全員了承)

では、よろしく願います。

それでは事務局は、答申案の修正と本日の議事録の作成をお願いします。事務局から何か連絡事項があれば願います。

担当課長 大変熱心なご審議をいただき誠にありがとうございました。

会長にご指示いただいたとおり、本日のご審議を踏まえて、早急に答申案の修正と議事録の調整を行い、委員の皆様へ送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

そして、最終的に答申をいただきましたら、それに基づいて7月28日までに事業者へ市長意見を述べます。事業者は、この市長意見を踏まえて準備書を作成することとなります。なお、今後の経過については、適宜ご連絡申し上げます。

また、次回の審査会の開催予定でございますが、一昨年、実施計画書についてご審議いただいた白木産業廃棄物最終処分場増設事業に係る環境影響評価準備書が6月1日に提出され、6月11日から公告、縦覧を行っています。

この準備書について、ご審議いただくため、7月の下旬ごろ審査会を開催させていただきたいと考えております。

後日、準備書を送付させていただきますとともに、皆様方のご予定を確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

事務局からは以上です。

会長 では、今日はこれで解散します。どうもありがとうございました。